

令和6年度 観音寺市社会福祉協議会放課後児童クラブ利用確認票

※利用申込時に提出してください。提出がない場合は、利用申込を受付できません。

・下記の項目についてチェック☑をお願いします。

提出書類	チェック	提出書類	チェック
利用承認申請書	<input type="checkbox"/>	就労（予定）証明書 ※同居の大人・学校区内在住の祖父母 申立書 ※確認できる書類を添付	<input type="checkbox"/>
調査票	<input type="checkbox"/>		
利用確認票 ※この用紙です。	<input type="checkbox"/>		

確認事項	チェック
① 保育料は月額ですので、利用がなくても承認期間中は保育料が発生します。 (「変更届(1か月・利用形態単位の休止)」「中止届」を期日までに提出された場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
② 保育料を一定期間(3か月)滞納した場合は、利用承認を取り消すことがあります。また、長期休暇のみ利用の場合は、過去の保育料に未納があった場合は利用承認を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
③ 運営費(おやつ・イベント代・消耗品代等)として、児童1人につき月額1,000円を現金で集金します。必ず教室の支援員に保護者の方が手渡ししてください。	<input type="checkbox"/>
④ 承認後、傷害保険に加入していただきます。利用する前に中止した場合でも保険料を返金できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 開所時間は午前8時です。仕事の都合等で、午前8時の預かりが困難な場合のみ、午前7時半から受け入れますが、待機場所としての扱いです。また、閉所時間は午後6時です。送迎時間について守れない場合は、利用承認を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑥ 施設や施設内の備品を破損した場合は、弁償していただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑦ 児童が「支援員の指導に何度も従わない」、「他の児童への迷惑行為」等、放課後児童クラブの管理・運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、利用承認を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑧ 放課後児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者が事前に教室もしくは社会福祉協議会へ連絡してください。無断欠席が続くと、利用承認を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑨ 就労状況の確認のため、就労先に確認することがあります。(現地確認含む。)	<input type="checkbox"/>
⑩ 申請時の内容に変更があった場合(家族の増減、住所変更、氏名変更、勤務先・勤務時間の変更等)、速やかに教室または社会福祉協議会に変更届等の提出をお願いします。	<input type="checkbox"/>

上記の事項について確認し、観音寺市社会福祉協議会放課後児童クラブの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

放課後児童クラブ名 _____ 一ノ谷なかよし 教室 _____

児童氏名 _____

(令和6年度 小学校 年)